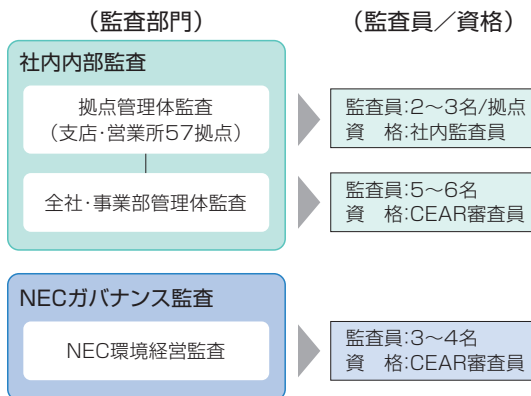


# 環境管理システム監査（内部監査）

監査対象部門は、全社、事業部管理体、拠点管理体に区分し全ての部門を行っています。拠点管理体の支店及び営業所は、社内認定監査員が内部監査を行います。一方、全社及び事業部スタッフ機能部門の事業部管理体は、審査資格（CEAR審査員）を持った社外審査員が内部監査を行います。特に全社及び事業部管理体の監査は、社会動向、業界動向を含め事業活動と環境活動を融合した環境経営の視点から幅広い内部監査を行っています。これらの内部監査はEMSシステム運用と環境パフォーマンスの監査結果を評価し、事業部の業績評価表彰の対象にしています。また、2005年度からNECグループの環境ガバナンスであるNECが主催する「環境経営監査」を受けています。

## ■ 監査体制と監査員育成

### ● 監査体制



### ● 内部監査方法

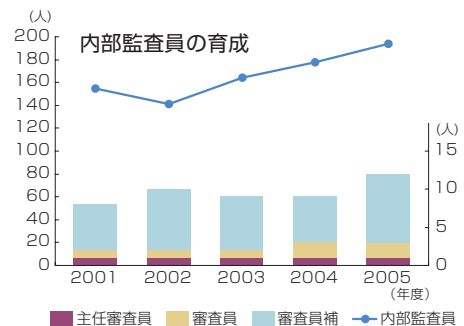
事業部が監査計画を作成し監査チームを編成します。監査は運用編と活動編（パフォーマンス）のチェック表を使用し、まず被監査部門が自主評価を行い、それに基づいて監査チームが確認し評点付けを行います。監査結果をまとめ前年度との比較、他拠点との比較により活動の活性化に繋げています。



拠点監査用チェックリスト

### ● 内部監査員育成

- ・ 新監査員  
ISO14001規格及び弊社のEMS内容、環境動向、法規制並びに模擬監査を2日間で行い合格者を監査員登録します。
- ・ 登録監査員のフォローアップ研修  
環境動向、法規制、規程類の改版内容等の研修を1回/2年間でを行います。



## ■ 監査状況



事業部監査



拠点監査(現場)



順法監査



順法監査(現場)



審査機関審査



審査機関審査(現場)